

2010年2月10日
日本郵政株式会社
郵便事業株式会社
郵便局株式会社
株式会社ゆうちょ銀行

ハイチ地震災害による被災地への 日本郵政グループの救援対策（取扱期間の延長）

日本郵政グループでは、ハイチ地震災害の被災者に対する救援活動を支援するため、被災者の救援等を行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除（特殊取扱の料金を含みます）及び、通常払込みによる災害義援金の無料送金サービスを実施しておりますが、その期間を延長しますので、お知らせいたします。

1 内容

- (1) 取扱期間を延長する災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先
[別紙](#)のとおり
- (2) 取扱期間を延長する通常払込みによる災害義援金の送金先
[別紙](#)のとおり

2 取扱窓口

郵便局※（簡易郵便局を含む）、郵便事業株式会社各支店（現金書留郵便物の引受のみ）、ゆうちょ銀行各店舗（通常払込みによる災害義援金の受付のみ）

なお、取扱窓口によって取扱時間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

※ 通常払込みによる災害義援金の郵便局での受付については銀行代理業を実施している郵便局（簡易郵便局を含む）に限ります。

3 取扱条件

- (1) 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は次のとおりです。

ア 内容品及び取扱い

現金書留とする郵便物としたものであり、現金書留以外の特殊取扱としないもの

イ 表示

表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの

ウ その他

○ 個人から差し出されたもの

○ 救助用の現金の配分について条件を付していないもの

- (2) 通常払込みによる災害義援金の送金の取扱条件は次のとおりです。

通常払込みによる災害義援金の無料送金サービスは、ATMによる通常払込みは有料となります。

以上